

令和 年度 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

年 月 日

納税義務者 住 所 大井町

氏 名 ㊟

電 話

○確定申告した上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

注意 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告不要を選択した場合、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。

申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2 は以下の例の場合に使用します。

例) 確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告